

③ 変則的な決済代行契約に係る 決済金の送金を妨害する行為と 不法行為責任

小塚 莊一郎

学習院大学教授

東京地判令2・1・24 平28(ワ)4252号 損害賠償等請求事件 2020WLJPCA01248007

●——事実の概要

本件訴訟は、クレジットカード取引において決済代行業務を行っていた株式会社Aが原告となって提起されたが、同社は訴訟提起後の平成29年4月5日午後5時に東京地方裁判所から破産手続開始決定を受けたため、その破産管財人に選任されたXが訴訟手続を受継した。

被告Y₂は、アイルランド共和国を住所として登録している公開有限会社であり、インターネット上において、「aサイト」との名称のウェブサイトを開設し、これに登録された商品の通信販売を行っていた。Y₂は、クレジットカード取引におけるアクワイアラであるPとの間で、クレジットカード決済に関する契約関係を有していた。被告Y₁は、Y₂の代表者である。

AとY₂は、平成24年7月9日、それぞれの代表者であるBとY₁が、合意書（「本件合意書」）及び合意書別紙（「本件合意書別紙」）に署名して契約（「本件契約」）を締結した。本件合意書によれば、本件契約はaサイト／

Y₂とサプライヤー（A）との間の売買契約とされ、顧客がY₂のウェブサイトを通じていずれかの供給商品を購入する旨の注文を受領した場合、Y₂は、Aに対し、注文への対応の可否を確認し、Aが確認をしたときは、Y₂とAとの間に売買契約が成立し、同時に、顧客とY₂との間にも当該商品についての売買契約が成立したものとみなすこととされていた。

本件契約に基づく売買の支払・清算〔判決のママ〕手続に関して、本件合意書別紙は、本件合意書に基づいて取引条件等を定めるとして、A専用のY₂名義のネットバンク対応銀行口座を新規開設し、本サービスによる決済金を直接銀行より口座に入金させ、AにてY₂が取得すべき手数料その他の費用分とAが取得すべき決済金に振り分けるものとした。そして、Y₂はAにID及びPASSその他ネット口座送金に必要な情報と送金権限を、当該口座開設銀行が承認する方法により与えることとされた。

Aの経理担当者Cは、アイルランドのQ銀行のウェブサイト（「ビジネスオンライン」）にアクセスし、Y₂から開示されたIDとパスワード（本件ID等）を入力してログインし、

同銀行ダブリン支店に開設されたY₂名義の口座（「本件専用口座」）の残高が表示される画面において、Pから本件専用口座に入金された決済金の残高から、Y₂の手数料相当額を残したうえで、Aが取得すべき決済金を入力して送金処理をするという方法で、本件専用口座からR銀行渋谷支店のA名義の口座（本件送金先口座）への送金を行っていた。ところが、平成27年10月下旬、Cが本件ID等を入力して「ビジネスオンライン」にログインしようとしたところ、エラーメッセージが表示されてログインすることができなかった。C及びBその他のA関係者が、平成27年10月27日以降、Y₁に対し、電話やメールなどで繰り返し送金処理ができるようにとの連絡をしたが、Y₁はこれに応じなかった。

Aは、本件契約がクレジットカード取引の決済代行契約であることを前提に、Y₁が正当な理由なく本件ID等を変更したことにより、決済金を本件専用口座から受け取ることができなくなり損害を被ったと主張して、Y₁に対しては不法行為に基づき、Y₂に対しては共同不法行為又は代表者であるY₁の不法行為に基づき、連帯して1億5588万7889円及び遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起した。

●——判旨

請求をほぼ認容。

1 「本件契約は、その実質は、クレジットカード取引における決済代行に関する契約であって、Y₂に対して、クレジットカード取引の決済金の支払のため、A用の専用口座を開設し、そのID及びパスワードその他口座か

らの送金に必要な情報と権限をAに与える義務を課するものであって、現にY₂も、少なくとも平成27年9月18日までは、その義務を履行していたものと認めるのが相当である。……したがって、Y₂は、本件契約に基づき、Aに対し、クレジットカード取引の決済金の支払のため、A用の専用口座を開設し、そのID及びパスワードその他口座からの送金に必要な情報と権限を与える義務を負っていたものというべきである。」

2 「[平成27年10月下旬に] Cがビジネスオンラインにログインできなかった原因は、Y₂の代表者であるY₁が、ID、パスワードを変更したことにあると認めるのが相当である。」「Y₁は、遅くともCがY₁にビジネスオンラインへのログインエラーについてメールした平成27年10月27日までには、正当な理由なく本件ID等を変更したものと認められ、当該行為は、本件契約上の義務に反してAの利益を害するもので、不法行為を構成するものというべきである。」

「また、Y₁がAに対し本件ID等を提供して本件専用口座から決済金を送金できるようにすることは、Y₂における代表者としての職務であるから、Y₂は、代表者であるY₁の上記不法行為について、会社法817条4項に基づく損害賠償責任を負う。」

3 「本件専用口座から本件送金先口座への最後の送金がされた日の翌日である[平成27年9月]19日以降、本件専用口座に入金されるはずであった決済金は合計1億5178万6746円になるが、……同額から控除され得る決済手数料等の額についてYらは具体的な主張立証をしないから、Aは、Y₁の不法行為により、同額の損害を被ったと認められる。」

●——研究

1 本件契約の性質

本件において最も重要な争点は、本件契約に基づくY₂の義務であった。そもそも、本件契約は、Y₂とAの間の売買契約とされているが、本件合意書の内容を見ると、Y₂はウェブサイトを提供して資金決済に介在しているだけであり、商品の物流には関与していないようである。Xは、この契約をクレジットカード取引の決済代行契約であると主張した。裁判所は、本件合意書別紙の内容（一部に本件合意書と矛盾する点もあるが、本件合意書別紙は本件合意書の取引条件を具体的に定めたものであり、矛盾する部分については本件合意書別紙の定めが優先するとされた）及び本件契約締結後の取引実態の認定に基づいて、Xの主張を受け入れ、本件契約の実質は決済代行契約であると性質決定した。

本件契約が決済代行契約であるとするれば、Y₂は入金された決済金のうちAが取得すべき金額をAに対して交付すべき義務を負うはずである。ところが、本件契約では、Y₂名義の本件専用口座に対するAのアクセスを許容した上で、Aが、自らの取得すべき金額を自己の口座に送金する（Y₂には残額が残される）という変則的な形で清算が行われるようになっている。この場合、Aに対する売上金の交付義務は、この変則的な処理を認めるといふ義務に転化すると考えられる。判旨1は、循環論法のような印象を受けなくもないが、このような趣旨に理解することができるであろう。

Yらは、そもそもA用の専用口座を開設した事実を否認し、取引金額のチェックができるような取引管理サイトを提供したにすぎな

いと主張して、Aに送金処理を行う権限を与えた事実を争ったが、裁判所に否定された。裁判所の認定によれば、平成27年9月まではAによる本件送金先口座への送金が現に行われており、その金額は、平成26年12月頃には毎月1億円程度であったというのであるから、Yらの主張が認められなかったことは当然である。

2 決済用口座へのアクセス拒絶

このようにして本件契約に基づく取引（決済代行取引）が行われていたにもかかわらず、ある日突然に、Aの担当者は本件専用口座へのアクセスができなくなった。その原因について、判旨2は、Y₁が本件ID等を変更したためと認定した。この点も、Yらは事実認定を争ったが、本件契約に基づく取引の実態を上記のように変則的な決済代行契約と認定する限り、それ以外の原因を想定することは困難であろう。これは、Aによる本件専用口座へのアクセスを妨害する行為であるから、Y₂には本件契約上の義務の不履行があったように見える。

もっとも、本件契約の規定に照らして、Y₂がそうした行為を行う根拠が存在すれば、法的な評価としては、義務の不履行とはならない。Yらは、本件契約の際に、Pの決済ラインの利用について、対面でのクレジットカード取引を禁止する旨を合意していたにもかかわらずAが対面決済を行ったため、Y₂がPから取引を停止されたことから、本件ID等の変更行為には正当な理由があると主張した。仮にこの主張が事実であれば、PとY₂との間の加盟店契約中に「対面取引禁止」という条件が含まれており（そうでなければ対面取引を行ったとしてもPから取引を停止されること

にはならない)、それを反映させて、決済代行契約である本件契約にも対応する合意が含まれていたということになるはずである。しかし、裁判所が認定した本件合意書及び本件合意書別紙にはそのような条項は含まれていない。また、裁判所の認定事実から判断する限り、Aが対面によるクレジットカード支払いを受け付けたという証明もなされていない。

このようにして判旨2では、本件契約上の義務違反となる行為をY₁が行ったとされたわけであるが、Y₂の「A用の専用口座を開設し、そのID及びパスワードその他口座からの送金に必要な情報と権限を与える義務」は、契約上に明記された事由が発生しない限り、常に履行されなければならないものかと言えば、そうではないようにも思われる。たとえば、Aに信頼関係を著しく損なうような行為があったとき(Y₂にはわからないような形で禁制品の売買に関与した場合など)や、Aの信用状態が急激に悪化したときには、本件契約の解除には至らないとしても、一時的に口座へのアクセスを遮断することは許容されてもよいのではないか。本件契約は、そもそも変則的な決済代行契約であり、代金を受領する側(Y₂から見れば加盟店)のAが、決済代行業者としてのY₂の口座に対して、無制限のアクセスを認められてしまっているからである。言い換えれば、それは両者間の信頼関係に基づいてはじめて機能する取引であり、信頼関係が失われた場合に一方当事者が自衛手段をとることは、本件契約で明示的に書かれていなかったとしても合理的に想定されていると言えるように思われる。もちろん、その場合にも、本来Aが受領すべき決済金をY₂が取得してしまうことは許されず、

Y₂は、その都度、自己が取得すべき手数料等を控除した残額をAに対して送金する義務を負う。

本件において、Yらがこのような主張を行っていたら、裁判所の結論は違ったものになっていたかもしれない。しかし、実際には、YらはQ銀行に開設された本件専用口座の存在すら否定し、本件契約が変則的な決済代行契約であることを前提とした主張は行わなかった。そうであれば、裁判所が、Y₁による本件ID等の変更という事実を本件契約上の義務の違反と判断したことに驚きはないであろう。

3 本件契約の違反と不法行為

判旨2は、Y₁による本件ID等の変更行為を、契約上の義務違反であるだけでなく、Aに対する不法行為であると判断した。そして、Y₁が外国会社Y₂の代表者であることから、会社法817条4項に基づきY₂も不法行為責任を負うものとしている。しかし、いわゆる請求権競合理論を前提としても、契約上の義務違反がすべて不法行為を構成するというわけではないであろう。本件では、民法709条にいう「権利又は法律上保護される利益」は何かという点が検討されなければならなかったと考えられる。

Xは、Y₁が本件ID等を変更した結果として、本件契約に基づく決済金を本件送金先口座に送金できなくなったと主張している。判旨3の認定によれば、その決済金の額は1億5000万円を超えており(そこにはY₂が取得すべき手数料が含まれているが、Yらは手数料の具体的な金額について主張立証をしなかった)、Xは、そのうち1億4171万6263円を請求している(これがY₂の手数を控除し

た残額なのかもしれないが、判決からは明らかではない)。本件契約の仕組みを前提とすると、この金額は、Y₂名義の本件専用口座に入金されているので、Y₂が取得してしまったのではないかとも思われる。仮に、本来Aに帰属すべき金銭をY₂が領得していれば、それは不法行為に該当すると言えよう。ただし、この場合、本件ID等の変更はそれ自体が不法行為なのではなく、不法行為を行うための手段にすぎない。

あるいは、上記の金額は判決時点でも本件専用口座に滞留しており、A（Xの破産管財人選任後はX）がアクセスできない状態にあるというだけなのかもしれない。そうだとすると、裁判所の認定によれば、平成27年10月27日以降、Y₁は、Aからのたび重なる連絡にも一切応じようとせず、Aの担当者によるログインを拒み続けたというのであるから、Aが自己に帰属すべき金銭を処分することに対する妨害行為があると言える。それも不法行為にあたるとは言えようが、やはり、「A用の専用口座を開設し、そのID及びパスワードその他口座からの送金に必要な情報と権限を与える〔本件契約上の〕義務」の違反自体が不法行為になるわけではないのではないか。本件契約の一方当事者が破産し、他方当事者は事案の解明に協力的ではなかったと思われる中で、裁判所による判断は困難であったと想像されるが、契約上の義務違反からただちに不法行為の成立を認めた点には、疑問が残る。

Y₂とAの間には、本件契約とは別に、Aの運営する決済代行サービスをY₂が利用するという内容のEC決済サービス代表加盟店契約（「EC決済契約」）が締結されていた。Y₂は、

このEC決済契約に基づく決済金支払い請求権3450万円0003円の存在を主張し、Xの請求に対して相殺の抗弁を主張していた。Xが、本件契約上の義務違反ではなく不法行為を請求原因とし、裁判所が不法行為の成立を認めたことによって、この主張に基づく相殺の抗弁は認められなくなったのである（平成29年改正前民法509条）。改正民法が適用されれば、「悪意」による不法行為か否かが問題となるため（509条1号）、さらに踏み込んで事実を認定する必要が生じていたであろう。

4 決済代行契約の濫用リスク

本件のように、2社の決済代行業者が、相互に相手方を加盟店とする決済代行契約を締結することが、取引界でどれほど一般的であるかはわからないが、状況によっては、濫用的にも用いられる危険があるように思われる。手形取引において、融通手形を相互に発行し合って信用状態を偽るという「馴れ合い手形」の取引が行われることがある。それと同様に、同一当事者間で相互に締結された決済代行契約は、双方の契約の下で実体のない取引を行って、見せかけの資金移動を実行し合い、業績が順調であるように装うという利用のされ方も考えられないわけではない。そうした濫用的な取引を排除していくうえで、アクワイアラによる決済代行業者の適切な管理（モニタリング）が望まれる。そのためには、そもそも、本件契約のように変則的な契約は望ましくないと付言しておきたい。